

団体医師 賠償責任保険

全タイプハラスメント保険付

詳しくは本パンフレット13ページをご覧ください。

- 団体医師賠償責任保険は、毎年4月1日に満期を迎えます。
- ご加入に際しては「便利な口座振替制度」をお勧めいたします。
- 口座振替制度でご加入の場合「自動継続方式」でご加入できます。
- 申込み締切日は、2026年3月13日(金)です。
- 中途加入も随時受付しております。

※ 本制度は会員の皆様に保険料以外(制度を運営するための費用等)の
ご負担なしにご利用いただけます。

医師賠償責任保険
加入者証について

加入者証は4月中にお手元にお届けいたします。
(中途加入の方は、保険開始から1ヶ月程度でお届け
いたします。)

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

取扱代理店

株式会社 北栄

この団体保険制度の概要

医師賠償責任保険は、勤務医の方々が、安心して日常の医療業務に専念して頂けるよう、不慮の医療事故が原因となって患者の身体に障害が発生し、法律上の損害賠償責任を負った時に、その損害を補償するものです。当会では、会員の皆様が安心して医療業務に従事いただけるよう、通常の医師賠償責任保険に加え、様々な補償を充実させてまいりました。

加入タイプのご案内

	加入タイプ A	加入タイプ B	加入タイプ C
--	------------	------------	------------

● 医師賠償責任保険

支払限度額	1事故 保険期間中	2億円 6億円	1億円 3億円	100万円 300万円
免責金額(1事故)		なし	なし	なし

医師賠償責任保険には
20%の団体割引が
適用されています！

● 施設所有(管理)者賠償責任保険+人格権侵害補償特約(ハラスメント拡張)

支払限度額	1名 1事故保険期間中	1,000万円 1,000万円	1,000万円 1,000万円	1,000万円 1,000万円
免責金額(1事故)		なし	なし	なし

● 個人情報漏えい保険

支払限度額	1事故 免責金額(1事故)	500万円 5万円	- -	- -
-------	------------------	--------------	--------	--------

年間保険料	57,680円	45,660円	11,020円
-------	---------	---------	---------

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。詳細は「この保険でお支払いの対象となる損害」(5, 10, 14 ページ)をご参照ください。

免責金額は、保険金としてお支払いする 1 事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客様の自己負担となる金額をいいます。お客様が実際にご加入いただく支払限度額につきましては、加入申込票および上記の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。(「刑事弁護士費用補償特約」は医師賠償責任保険に自動セットされます。支払限度額は 7 ページをご参照ください。)

■中途加入される方

補償開始はお振込先口座に保険料が着金した翌日からとなります。(中途加入の場合、口座振替は出来ません)

ご加入月によって保険料が異なりますので下表よりご確認ください。

※ 保険期間は2027年4月1日午後4時までとなります。

加入 タイプ	加入月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A	57,680円	52,870円	48,080円	43,260円	38,450円	33,650円	28,850円	24,030円	19,230円	14,420円	9,620円	4,810円
B	45,660円	41,850円	38,050円	34,250円	30,440円	26,640円	22,830円	19,020円	15,220円	11,420円	7,610円	3,810円

この団体保険制度の概要（保険期間と加入案内）

■保険期間

2026年4月1日 午後4時～2027年4月1日 午後4時まで

申込締切日：2026年3月13日(金)

保 険 料：指定口座より、2026年5月27日(水)に振替となります。

✓ お振込の場合も申込締切日までに着金となるようお手続きをお願いいたします。

✓ 保険始期は4月1日ですのでご加入手続きはお早めにお願いいたします。

■現在ご加入いただいている方のお手続き

①口座振替制度でご加入いただいている方（自動継続）

○ご加入内容に変更が無い場合

「加入申込票」(注1)のご提出は不要です。(前年と同じ加入タイプでの自動継続となります。)

口座振替日前に残高をご確認ください。

(注1) 同封の「団体医師賠償責任保険加入申込票」をさします。以下同様です。

○ご加入内容に変更がある場合（注2）

「加入申込票」に変更内容をご記入いただき、ご署名のうえ、申込締切日までに返信用封筒にてご提出ください。

また、口座振替日前に残高をご確認ください。

(注2) 加入タイプ、氏名・住所・電話番号・勤務先、初年度に告知いただいた内容の変更等をさします。

○ご継続されない場合

加入申込票の「D: 今年は加入しない」に○をし、ご署名のうえ、申込締切日までに「加入申込票」を返信用封筒にてご提出ください。

②お振込み方式でご加入いただいている方

以下の「■新規でお申込みされる方のお手続き」の②と同じお手続きとなります。

■新規でお申込みされる方のお手続き

①口座振替制度（自動継続方式）でお申込みの場合（中途加入の場合、口座振替は出来ません）

「加入申込票」および「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」にご記入の上、返信用封筒にてご返送ください。

「加入申込票」には必ず学会会員番号をご記入ください。(次年度からは自動継続方式とさせていただきます。)

②お振込み方式でお申込みの場合

○「加入申込票」にご記入の上、FAX送信か同封の返信用封筒にてご返送ください。「加入申込票」には必ず学会会員番号をご記入ください。

○保険料の銀行振込は、下記いずれかの方法でお願いいたします。

- ・同封の振込依頼書使用
- ・ATM 使用
- ・インターネットバンキング使用

※集金・事務代行会社は、株式会社Japan Business Partner となります。

※お送りいただく前に、再度記載内容をご確認ください。特に会員番号の記入漏れが多く発生しておりますので必ずご確認ください。

※後日、加入申込票にご記入いただいたご自宅住所に加入者証を郵送させていただきますので、必ず住所・氏名等ご記入いただき、FAX送信または同封の返信用封筒にてご返送くださいますよう重ねてお願いいたします。ご自宅以外に送付をご希望される場合には、加入申込票所定欄に送付先を別途ご記入ください。

※ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- ・保険の対象となる病院・診療所等、リスク区分の変更(たとえば、勤務医から開業医に変更になった場合)
- ・保険料の算出基礎となる医師の人数等の変更

※また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ・ご住所の変更等、加入者証に記載された事項の変更
- ・特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

■口座振替制度は個々にお申込みをされる会員の方に限ります。「団体医師賠償責任保険 加入明細票」を使用されてのお申込みは出来ませんのでご注意ください。お振替の際の通帳印字は「ミツイスミトモホケン」と記載させていただきます。

■本団体制度の加入者証について

ご加入いただきますと本団体制度（医師賠償責任保険、その他加入タイプ毎の保険・特約を含みます）の加入者証が発行されますが、保険開始から1か月程度で、お手元にお届けできますのでご了承ください。加入者証は内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

この団体保険制度のご案内

■この保険にご加入いただけ方【お申込人・記名被保険者は公益社団法人 日本麻醉科学会 会員の先生に限ります】

この保険は公益社団法人 日本麻醉科学会が保険契約者となる団体契約です。

ご加入いただけ方は、お申込人・記名被保険者が、2026年4月1日時点で公益社団法人日本麻醉科学会の会員の先生である場合に限ります。会員でない場合、2026年2月10日までに学会に入会申込を完了し、承認されれば2026年4月1日からご加入いただけます。2026年4月1日時点で会員でなく、4月以降入会予定の先生におかれましては、会員のご承認後、この保険にご加入が可能です。会員となる前に個別でご加入を希望される方は取扱代理店までご連絡ください。なお、日本医師会A会員の先生は、支払限度額1億円(1事故・保険期間中)(免責金額1事故100万円)の補償がすでに手配されているため、免責金額100万円をカバーするCタイプをおすすめします。

■自動継続の取扱いについて

口座振替制度でご加入されている方は、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年と同じ加入タイプでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(お手続きは2ページをご参照ください) 脱会をされた先生はご継続いただけませんので取扱代理店または引受保険会社へご連絡願います。

■他の医師賠償責任保険から切替える際にご注意いただきたいこと

医師賠償責任保険にご加入いただく際は、以下の点にご注意ください。

本制度は、医療事故について「事故発見ベース」にて保険金をお支払いする保険商品です。「損害賠償請求ベース」の保険商品から「事故発見ベース(本制度)」に切替える場合は、「現在ご加入のご契約(他社のご契約)の保険期間中に既に発見されているが、未だ賠償請求が提起されていない事故」について、現在ご加入の保険会社に通知いただき、ご相談ください。

「事故発見ベース(本制度)」と「損害賠償請求ベース」の違い

事故発見ベース(本制度)	損害賠償請求ベース
被保険者が事故の発生を最初に認識した時、または損害賠償請求がなされた時のいずれか早い時点をもって「発見」がなされたとし、その時が保険期間中である場合に保険金をお支払いします。(詳細は4ページをご参照ください)	保険期間中に損害賠償請求が提起された場合に保険金をお支払いします。
下図の2025年度保険契約にてお支払いします。	下図の2026年度保険契約にてお支払いします。



■日本麻醉科学会のCCP(Closed Claims Project)について

公益社団法人日本麻醉科学会では、会員の皆様の事故防止に役立つ有効な活動として「CCP」の取組を行っております。安全委員会からのご案内の通り、引受保険会社にご協力いただき、保険ご加入の会員が引受保険会社へ報告いただきました事故案につきましては個人情報等の漏洩が無いよう十分配慮した上で、当会へご報告いただいておりますので、ご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

■契約は切れ目無くご継続を(廃業補償契約について)

医師賠償責任保険は、**事故発見ベース**です。

医師が高齢等の理由で廃業した場合、廃業前に行った医療行為に起因する他人の身体障害について廃業後にご本人やご遺族が訴えられる(または求償される)場合もあり、一定期間(5年間)補償する**【廃業補償契約】**をご用意しております。

補償内容の詳細、ご契約につきましては、別途、取扱代理店の株式会社 北栄までお問い合わせください。

※ご契約につきましては、廃業直前まで三井住友海上の医師賠償責任保険にご加入されていた方に限ります。

医師賠償責任保険について

■保険金をお支払いする主な場合

日本国内において、被保険者（保険契約により補償を受けられる方）またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う医療行為に起因して患者の身体に障害を与えた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に発見された患者の身体の障害に限ります。（事故発見ベース）

※「身体の障害」とは、傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

※「発見された」とは、次のいずれか早い時をもってなされたものとします。

○医療業務による患者の身体の障害を、被保険者が最初に認識した時、または認識し得た時

○被保険者に対して損害賠償請求が提起された時、提起されるおそれがあると被保険者が認識した時、または認識し得た時

①保険期間中に発見された医療事故が補償の対象となります。

（保険外診療（ダヴィンチ手術等）による医療事故も補償の対象となります（＊））

②会員の先生方の医療行為に起因する事故で国（国家賠償法の適用の場合）または病院が賠償金を支払った後に会員の先生方に対して求償することも有りますので、このような場合もこの保険にご加入されておりますと補償の対象となります。（＊）

（＊）ただし、美容を唯一の目的とする医療行為に起因する損害賠償責任および故意によって生じた損害賠償責任は補償の対象外となります。

（下記の「この保険でお支払いしない主な場合－特別約款でお支払いしない主な場合」をご参照下さい）

※なお、会員の先生方が所有・使用・管理する医療施設・建物の不備に起因する賠償責任は補償の対象外となります。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■この保険でお支払いしない主な場合

＜普通保険約款でお支払いしない主な場合＞

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・ブルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）

＜特別約款でお支払いしない主な場合 - 医師特別約款＞

- 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または航空機、車両（原動力がもっぱら人力であるものを含みます。）、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船舶もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 名誉毀（き）損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任
- 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する損害賠償責任
- 医療の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任は除きます。
- 海外での医療事故

※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。

また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

医師賠償責任保険について

■この保険でお支払いの対象となる損害

損害の種類	内 容
① 損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
② 損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④ 緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤ 協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\boxed{\text{お支払いする争訟費用の額}} = \boxed{\text{⑥ 争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{① 損害賠償金の額}}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

刑事弁護士費用補償特約について

- 従来、医師賠償責任保険にて補償対象外となっていた「刑事案件」に関する弁護士費用・訴訟費用について補償する特約です。
- 被保険者が、日本国内で行った医療行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者となる先生が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます)

※すべてのタイプに自動でセットされています。

▶▶▶ 詳細は、7ページをご参照下さい

個人情報漏えい保険について

- 医師賠償責任保険では補償対象外となっている個人情報の漏えいまたはそのおそれによる損害賠償責任を補償する保険です。
- 被保険者が、日本国内において、患者の診療録等の個人情報を漏えいさせ、またはそのおそれによる損害賠償責任を負担した場合に補償いたします。(損害賠償金、訴訟費用・弁護士報酬等の争訟費用を補償)

※個人情報漏えい保険は、この団体保険制度のAタイプに自動でセットされています。

医療分野における個人情報漏えいの事例 (新聞報道等からの抜粋)

医師が車上荒らし被害に遭い、患者情報を含むハードディスクが盗難	医師が駐車中の車両が車上荒らしに遭い、以前勤務していた病院の患者約49,000名の個人情報を含むハードディスクが持ち去られた。
医師が治療情報など患者の個人情報入りUSBメモリを紛失	医師が腫瘍の治療を受けた患者2,003名の氏名、住所、電話番号、治療内容、治療日、腫瘍の情報が入ったUSBメモリを紛失。
胃がん患者実名1,628名分の情報が入ったハードディスクを紛失	医師が出勤途中、電車の座席にハードディスクの入ったバッグを置き忘れ、胃がんの患者の氏名、生年月日、性別、手術日、がんの進行度等の個人情報を漏えい。
医師が約800名分の情報を含むノートパソコンを紛失	医師がノートパソコンを入れたバッグごと、路上で紛失。
医師が学外に患者115名分の個人情報を電子メールで誤送信	医師が研究会の発表資料とするため、115名分の臨床検査データ(氏名、年令、喫煙歴、治療状況等)を自分のパソコンに入れて病院外へ持ち出した。体調不良となり、持ち出したデータを別の医師に電子メールで送信する際、アドレスの入力を間違え、誤送信した。

▶▶▶ 詳細は、9ページをご参照下さい

ハラスメント保険について

- 先生方がプライバシーの侵害、名誉毀(き)損、ハラスメント等の人格権侵害加害者となってしまった時の賠償リスクに備えます。
- 先生方が業務で遠方出張の際、エスカレーターで誤ってスーツケースを倒し、後ろにいた人にケガを負わせてしまった等の、医師賠償責任保険の対象とならない、業務遂行上の賠償リスクに備えます。

※すべてのタイプに自動でセットされています。

▶▶▶ 詳細は、13ページをご参照下さい

刑事弁護士費用補償特約のご案内

2014年4月1日始期契約分より、取扱を開始しております。

■刑事弁護士費用補償特約について

従来、医師賠償責任保険にて補償対象外となっていた刑事事件に関する弁護士費用・訴訟費用について補償する特約です。被保険者の医療業務の対象者が死傷したことにより、被保険者が業務上過失致死傷罪^(注1)の疑いで送検^(注2)された場合に、被保険者がその刑事事件^(注3)にかかる弁護士費用^(注4)または訴訟費用^(注5)を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

	想定されるご負担(損害)		補償する保険商品
民 事	損害賠償金、弁護士費用・訴訟費用等	➡	医師賠償責任保険
刑 事	弁護士費用・訴訟費用	➡	刑事弁護士費用補償特約

■支払限度額

保険期間中(1年間)、500万円限度

■ご加入方法

医師賠償責任保険のご加入時、A・B・Cタイプとも全て、自動でセットされています。

(注1) 刑法(明治40年法律第45号)第211条に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。

(注2) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送致をいいます。

(注3) 被保険者の業務の対象者が死傷した場合において被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。

(注4) 被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当および実費等をいいます。

(注5) 刑事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第41号)第2条第1項および第2項に定める訴訟費用をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。ただし、予納された金額から訴訟費用の額に相当する金額を控除して残余がある場合は、その残余の額を除きます。

刑事弁護士費用補償特約のご案内

2014年4月1日始期契約分より、取扱を開始しております。

■刑事弁護士費用補償特約の概要

保険金をお支払いする主な場合	<p>被保険者の医療業務の対象者が死傷したことにより、被保険者が業務上過失致死傷罪^(注1)の疑いで送検^(注2)された場合に、被保険者がその刑事事件^(注3)にかかる弁護士費用^(注4)または訴訟費用^(注5)を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に被保険者が送検された場合に限ります。</p> <p>※下記の費用は、保険金のお支払いの対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none">①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用③被保険者が刑事訴訟法第500条第1項に定める訴訟費用の裁判の執行免除の申立を行った結果、執行免除決定がなされた費用④被保険者の共犯人が、連帯して負担する費用⑤刑事訴訟法第1編第16章の規定により、国が被保険者に対して補償する費用
保険金をお支払いしない主な場合	<p>次のいずれかに該当する事由または刑事事件等に起因する損害に対しては保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none">①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装内乱その他これらに類似の事変または暴動②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象③被保険者または保険契約者の故意によって生じた刑事事件④被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件⑤被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件⑥美容を唯一の目的とする業務に起因する刑事事件⑦所定の免許を有しない者が行った業務に起因する刑事事件。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国人医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。⑧裁判所が略式命令を発した刑事事件。ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。⑨第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪が確定した刑事事件^(※)⑩保険契約者、被保険者もしくはその代理人が既に知っていた死傷またはその原因・事由に起因する刑事事件について、始期日より後に送検されるおそれのあることを知っていた場合。 <p>等</p> <p>(※) 第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます</p>
保険期間と保険責任の関係	<p>本特約では、<u>保険期間中に被保険者が送検された場合に限り、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から無罪の確定^(※1)の時までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。</u></p> <p>(※1) 無罪の確定とは、刑事事件について、検察官が不起訴と判断したこと^(※2)、または第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、無罪が確定したことをいいます。^(※3)</p> <p>(※2) 検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。</p> <p>(※3) 第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。</p> <p>(ご注意)</p> <p>お支払いする保険金は、無罪の確定の時までに発生した弁護士費用または訴訟費用となるため、保険金のご請求は「無罪の確定後」に行っていただくこととなります。(原則として、無罪確定後、保険金をお支払いすることとなります)</p>

(注1) 刑法(明治40年法律第45号)第211条に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。

(注2) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送致をいいます。

(注3) 被保険者の業務の対象者が死傷した場合において被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。

(注4) 被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当および実費等をいいます。

(注5) 刑事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第41号)第2条第1項および第2項に定める訴訟費用をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。ただし、予納された金額から訴訟費用の額に相当する金額を控除して残余がある場合は、その残余の額を除きます。

個人情報漏えい保険（サイバープロテクター）のご案内

2016年4月1日始期契約分より、取扱を開始しております。

■ 「個人情報漏えい保険」の概要

「個人情報漏えい保険(専門事業者賠償責任保険)」は、被保険者(会員の先生方)が、患者の診療録等の個人情報を漏えいさせ、またはそのおそれにより起因して、法律上の損害賠償責任を負担した場合に補償する保険です。(損害賠償金、訴訟費用・弁護士報酬等の争訟費用を補償)

医師賠償責任保険は、医療業務に起因して身体障害が発生し、法律上の損害賠償責任を負担した場合に補償する保険であり、個人情報を漏えいさせ、またはそのおそれにより起因して、法律上の損害賠償責任を負担した場合、医師賠償責任保険では補償されません。

■ 「個人情報漏えい保険」の必要性

医療機関で取り扱う個人情報は、患者の診療録、手術記録、看護記録、エックス線写真、処方箋、調剤録等、患者本人からすると特に第三者には知られたくない、プライバシー度の高い、非常にセンシティブな情報が多数存在します。医療機関で業務に従事する先生方は、常に個人情報の漏えいと、個人情報漏えいによる損害賠償請求のリスクにさらされているため、自己防衛、リスク回避の手段の一つとして、「個人情報漏えい保険」が必要であり、お役に立ちます。

■ 支払限度額・被保険者・補償内容

支払限度額	一連の損害賠償請求・保険期間中 500 万円 (免責金額・一連の損害賠償請求 5 万円)
被保険者	加入者本人のみ(会員の先生方本人のみ)
補償内容	<p>①個人情報の漏えいまたはそのおそれ ②コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等</p> <p>上記いずれかに該当する事故に起因して、被保険者が被る賠償損害を補償します。</p>

■ ご加入方法

「個人情報漏えい保険」は、この団体保険制度の「Aタイプ」にご加入時、自動でセットされています。

※ この団体保険制度のBタイプにご加入されている方で、個人情報漏えい保険にご加入を希望される場合は、補償が充実する「Aタイプ」への見直しをおすすめいたします。

■ 保険金をお支払いする主な場合

被保険者がサイバー攻撃を受ける等の事由により発生した以下の「対象となる事故」(①個人情報の漏えいまたはそのおそれ、②コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等)に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害(損害賠償金、争訟費用、権利保全行使費用、協力費用、訴訟対応費用)に対して、保険金をお支払いします。日本国内において保険期間中になされた損害賠償請求に限ります。

対象となる事故

①他人の情報の漏えいまたはそのおそれ

次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ

ア.記名被保険者が自らの業務遂行(注1)の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する他人の情報(注2)

イ.記名被保険者が自らの業務遂行(注1)の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した他人の情報(注3)

②コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等

上記①を除き、記名被保険者が行うコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する次のいずれかに該当する事由

ア.他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害

イ.他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊

ウ.他人の人格権侵害

エ.他人の著作権、意匠権、商標権またはドメイン名の侵害。ただし、記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信(注4)によって生じた侵害に限ります。

オ.その他不測かつ突発的な事由による他人の損失

(注1)業務遂行には、記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、記名被保険者から他の事業者に派遣された労働者による業務遂行を含みます。

(注2)所有、使用または管理する他人の情報には、所有、使用または管理を行わなくなったものを含みます。

(注3)管理を委託した他人の情報には、管理を委託しなくなったものを含みます。

(注4)表示または配信には、記名被保険者が対価または報酬を受領して他人に提供するものを含みません。

個人情報漏えい保険（サイバープロテクター）のご案内

2016年4月1日始期契約分より、取扱を開始しております。

対象となる情報漏えい

対象となる情報	「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に規定される個人情報(お亡くなりになつた方、従業員の情報を含みます。)。ただし、日本国内に所在する、または所在した者の個人情報に限ります。
情報保管方法 ⇒紙ベースの情報の漏えいも対象	○電子データベース(サーバ、ファイル等) ○紙ベース(紙のカルテ、リスト、申込書、アンケート用紙等) 等
想定される 情報漏えいの原因	○外部からの攻撃(不正アクセス、ウィルス等) ○委託先(委託先での個人情報漏えい) ○過失(セキュリティ設定ミス、廃棄ミス、単純ミス) 等
情報漏えいの時期 ⇒時期は 問いません。	情報漏えいの発生時期は問いません。最初の保険契約の保険期間開始日より前に発生した情報の漏えいもお支払いの対象とします。 ただし、最初の保険契約の保険期間開始日より前に漏えいの事実または漏えいのおそれが生じたことを知っていた(知っていたと合理的に推定される場合を含みます。)情報の漏えいは、保険金支払の対象になりません。

■想定される事故例

- ① 先生方(勤務医師)が、誤って患者の個人情報を漏えいさせたことにより、個人情報を漏えいされた患者から、精神的苦痛の発生、プライバシー侵害を受けたとして、慰謝料を求める損害賠償請求を受けた。
- ② 先生方(勤務医師)が、誤って患者の個人情報を漏えいさせたことにより、勤務する病院が個人情報を漏えいされた患者から、精神的苦痛の発生、プライバシー侵害を受けたとして、慰謝料を求める損害賠償請求を受けた。病院は、情報漏えいを発生させた勤務医師にも、損害賠償責任があるとして、先生方(勤務医師)に過失割合分の求償を行った。

■お支払いの対象となる損害

損害の種類	
ア. 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金(類似するものを含みます。)の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。
イ. 争訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟(訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。)によって生じた費用(被保険者および被保険者の役員または使用人の報酬、賞与または給与等を含みません。)で、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出したもの。
ウ. 権利保全行使費用	他人に損害賠償の請求(共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。)をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続に必要かつ有益であると引受保険会社が認めた費用。
エ. 協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用。
オ. 訴訟対応費用	日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用(通常要する費用に限ります。)であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用。 ① 被保険者の使用人等の超過勤務手当または臨時雇用費用 ② 被保険者の役員または使用人等の交通費または宿泊費 ③ 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 ④ 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。 ⑤ 意見書または鑑定書の作成にかかる費用 ⑥ 増設したコピー機の賃借費用

○賠償損害に関する保険金のお支払いにあたっては、加入者証記載の支払限度額・免責金額等が適用されます。

○賠償損害にかかる保険金のお支払いは、事前に引受保険会社の承認が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

○適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

個人情報漏えい保険（サイバープロテクター）のご案内

2016年4月1日始期契約分より、取扱を開始しております。

■保険金をお支払いしない主な場合

<専門事業者賠償責任保険普通保険約款で保険金をお支払いしない主な場合>

◆次のいずれかの事由に起因する損害

○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動(注)、労働争議または騒擾(じょう)

○地震、噴火、洪水または津波

(注)暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

◆次のいずれかの事由または行為によって生じた事故に起因する損害

○被保険者の犯罪行為(過失犯を含みません。)

○被保険者の故意または重過失による法令違反

○被保険者が他人に損失を与えることを認識(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)しながら行った行為 等

◆次のいずれかの損害賠償請求がなされたことによる損害

○他の被保険者からなされた損害賠償請求

○この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求

○この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求

○身体の障害に対する損害賠償請求(精神的苦痛は含みません。)

○被保険者による誹謗または中傷による名誉毀(き)損または人格権侵害に対する損害賠償請求

○財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難(それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。)に対する損害賠償請求。

○特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求。ただし、記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信によって生じた意匠権、商標権、著作権またはドメイン名の侵害には適用されません。 等

<サイバーセキュリティ特約で保険金をお支払いしない主な場合>

◆次のいずれかに該当する損害

○この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた(事故の発生またはそのおそれが生じていたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。)場合の、その事故に起因する損害

○この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた(事故の発生またはそのおそれが生じていたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。)場合の、その事故に起因する損害 等

◆次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

○被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い

○国または公共団体の公権力の行使(法令等による規制または要請を含みます。)

○被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為 等

◆次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

○被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された賠償責任

○被保険者が支出したと否とを問わず、違約金

○採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為

○株主代表訴訟

○企業その他組織の信用毀(き)損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評被害

○被保険者が支出したと否とを問わず、業務の履行の追完または再履行のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます。)

○業務の結果の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用 等

◆保険金を支払うことにより、引受保険会社が次のいずれかによる制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合

○国際連合の決議

○欧州連合、日本国、英国または米国の貿易または経済に関する制裁、法令または規則

○その他これらに類似の法令または規則

◆コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

○販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤

○履行不能または履行遅滞(類似のものを含みます。)。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。

○被保険者が上記に規定する履行不能または履行遅滞(類似のものを含みます。)を避けることを目的として行った不完全履行(履行不能または履行遅滞を避けることを目的として不完全履行を行ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)

○業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。

○人工衛星(人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。)の損壊または故障

個人情報漏えい保険（サイバープロテクター）のご案内

2016年4月1日始期契約分より、取扱を開始しております。

○被保険者の業務に関する次のいずれかに該当する事由または行為

- ア.業務の対価（販売代金、手数料、報酬等名称を問いません。）の見積もりまたは返還
- イ.業務の対価の過大請求
- ウ.業務の販売もしくは提供の中止もしくは終了または内容の変更
- エ.業務の価格または内容の誤った記載、説明または宣伝

○商品、サービス、仕事等の誤発注。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。

○記名被保険者が金融機関等（注）に該当する場合において、次のいずれかに該当する事由または行為

- ア.コンピュータシステムにおける資金（電子マネー、その他これらに類似のものを含みます。）の移動
- イ.預貯金、株式、債券、金融商品、商品先物、為替等の取引

○暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に定める暗号資産をいいます。）の取引

○記名被保険者の直接の管理下にない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害

○記名被保険者が次のいずれかに該当する場合において、電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給・中継の中止または阻害

- ア.電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者
- イ.ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者
- ウ.熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者

エ.水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者 等

（注）金融機関等とは、銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業、保険業、資金移動業等を営む者をいい、決済代行会社（割賦販売法（昭和36年法律第159号）に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者をいいます。）、金融商品取引所（暗号資産交換業を含みます。）または信用保証協会を含みます。

◆コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由に起因する損害。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。

○記名被保険者が行う、他人が使用することを目的としたコンピュータシステム（注）の所有、使用または管理

○記名被保険者が他人のために開発、作成、構築または販売したコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報

○記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報

（注）他人が使用することを目的としたコンピュータシステムには、記名被保険者の業務のために販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、記名被保険者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを含みません。

◆他人の著作権、意匠権、商標権またはドメイン名の侵害について、次の事由

○被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかに関わらず、著作権、意匠権、商標権またはドメイン名の権利者に対して本来支払うべき使用料 等

◆直接であると間接であると問わず、戦争等（注）に起因する損害

（注）戦争等とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（宣戦布告の有無を問いません。）
- ② 上記①の過程または直接的な準備として行われた国家関与型サイバー攻撃
- ③ 国家関与型サイバー攻撃のうち、被害国家における次のいずれかに重大な影響を及ぼすもの。

ア.重要なインフラサービスの利用、提供または完全性

イ.安全保障または防衛

＜不誠実行為補償対象外特約で保険金をお支払いしない主な場合＞

◆直接であると間接であると問わず、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

○記名被保険者の使用者等の犯罪行為（過失犯を含みません。）

○記名被保険者の使用者等によるサイバー攻撃、マルウェアの作成もしくは意図的配布またはゲリラ活動等の侵害行為

○記名被保険者の使用者等の故意または重過失による法令違反

○記名被保険者の使用者等が被保険者以外の者に損失を与えることを認識（被保険者以外の者に損失を与えることを認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）しながら行った行為 等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

■ご注意

「個人情報漏えい保険」では、下記は補償の対象外となりますのでご注意下さい。

①医師の守秘義務違反（刑法134条違反）による情報漏えいは、約款の免責要件（被保険者の犯罪行為）に該当するため、補償の対象外となります。（過失犯を除きます。）

【守秘義務に係る法令の規定例】

○刑法第134条

医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

②賠償損害補償のみを対象とします。費用損害（法律相談費用、コンサルティング費用、見舞金・見舞品購入費用、事故対応費用、広告宣伝活動費用等のいわゆるプロジェクト費用補償）は補償の対象外となります。

③個人情報のみを対象とします。法人情報の情報漏えいは補償の対象外となります。

ハラスメント保険のご案内

施設所有（管理）者賠償責任保険（施設所有（管理）者特別約款）+人格権侵害補償特約（ハラスメント拡張）

2021年4月1日始期契約分より、取扱を開始しております。

■ハラスメント保険について

施設所有（管理）者賠償責任保険は、医療以外の業務従事中の賠償責任をカバーする保険です。

人格権侵害補償特約（ハラスメント拡張）が自動セットされますので、先生方を取り巻く以下の賠償リスクから先生方をお守りします。



■補償内容

日本国内において、被保険者(会員の先生方)が、業務上相当な注意を怠ったことにより他人の身体に障害を与えた場合や他人の財物を損壊した場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して保険金をお支払いします。

また、人格権侵害補償特約(ハラスメント拡張)では、プライバシー侵害、名誉毀(き)損、ハラスメント等の不当行為により、患者、他の医師や看護師等に対して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して保険金をお支払いします。

※医療行為に起因する損害は補償の対象外となります。

■支払限度額・免責金額

(タイプ共通)

支払限度額	被害者 1名 / 1事故 / 保険期間中 1,000 万円
免責金額	なし (1事故につき)

■ご加入方法

医師賠償責任保険のご加入時、A・B・Cタイプとも全て、自動でセットされています。

ハラスメント保険のご案内

施設所有（管理）者賠償責任保険（施設所有（管理）者特別約款）+人格権侵害補償特約（ハラスメント拡張）

2021年4月1日始期契約分より、取扱を開始しております。

保険金をお支払いする主な場合

<施設所有(管理)者特別約款>

被保険者(保険契約により補償を受けられる方)の業務(勤務医としての業務をいいます。ただし、医療行為を除きます。)活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

<人格権侵害補償特約(ハラスメント拡張)(自動セット)>

施設所有(管理)者賠償責任保険に規定される損害の原因となる事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(a) 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀(き)損

(b) 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀(き)損またはプライバシーの侵害

(c) ハラスメント(注)

(注)ハラスメント 言動、文書による意思表示またはその他の行為(性的なものを含みます。)により、第三者*に不利益を被らせること、または不快な感情を抱かせることをいいます。

* 第三者とは被保険者および被保険者の使用人以外の者をいいます。

お支払いの対象となる損害

損害の種類	内 容
① 損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
② 損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④ 緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤ 協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \frac{\text{⑥ 争訟費用の額}}{\text{① 損害賠償金の額}} \times \text{支払限度額}$$

なお、「② 損害防止費用」および「④ 緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問合せください。適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

「損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

ハラスメント保険のご案内

施設所有（管理）者賠償責任保険（施設所有（管理）者特別約款）+人格権侵害補償特約（ハラスメント拡張）

2021年4月1日始期契約分より、取扱を開始しております。

保険金をお支払いしない主な場合

<普通保険約款でお支払いしない主な場合>

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソotope《ウラン・トリウム・ブルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）

<賠償責任保険追加特約（自動セット）でお支払いしない主な場合>

- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - ◇石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵（じん））の人体への摂取または吸引
 - ◇石綿等への曝露（ばくろ）による疾病
 - ◇石綿等の飛散または拡散
- 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害

<特別約款でお支払いしない主な場合>

- 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- 航空機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 昇降機（財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場を含みません。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、販売等を目的として展示されている場合を除きます。この場合であっても、走行している間は自動車とみなします。
- 施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを含みません。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家用器具からの蒸気・水の漏出、溢（いっ）出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出による財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- 仕事の終了または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他の被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
- 理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害
- 石油物質が施設から公共水域（海、河川、湖沼、運河）へ流出したことにより起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ◇水の汚染による他人の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害賠償責任
 - ◇水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことにより起因する損害賠償責任
- 石油物質が施設から流出し、公共水域の水を汚染またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用（被保険者が支出したと否とを問いません。）

<人格権侵害補償特約（ハラスメント拡張）でお支払いしない主な場合>

- 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

医師賠償責任保険 事故対応の流れ

※個人情報漏えい保険（P9～）、ハラスメント保険（P13～）の事故対応も、以下に準じます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

1. 万一事故が発生した場合の対応とご注意

■被害者（患者・親族）より医療過誤により賠償請求を受けたとき

- ・その時の医療行為をよくご確認のうえ対応してください。
- ・医療過誤が確認出来ないときは毅然とした対応が望されます。
- ・万一医療過誤が確認された場合は、「お見舞いなど」の初動対応が重要です。
- ・医療業務に起因した身体障害事故を発見したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。（詳細は、18ページをご参照ください）

①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認

■事故解決と保険金請求

＜示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。＞

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれことがありますのでご注意ください。

■保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
（1）引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
（2）引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 (注) 事故発生または損害賠償が請求された、もしくは損害賠償の請求がなされるおそれのある状況を最初に知った時の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、診療録・看護記録
（3）損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかる交通費・諸経費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②①のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ、修理見積書・請求書・領収書・受領書、調査に関する同意書、全部（個人）事項証明書
③損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
④共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証（兼）念書

(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

●保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

●損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

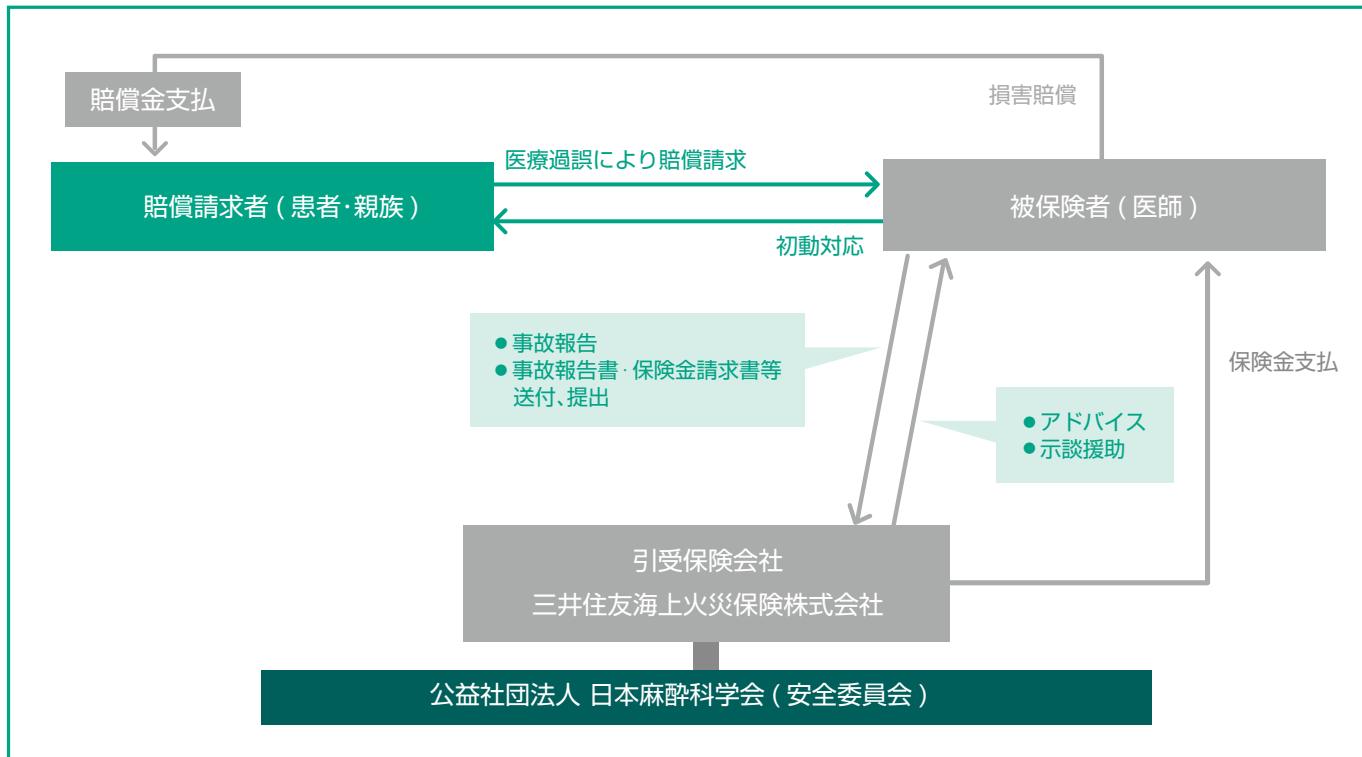
■刑事弁護士費用特約の保険金のご請求時にご提出いただく書類

以上に記載の書類に加え、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。

詳細は、取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、診療録、看護記録、不起訴処分告知書、判決書
(注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	

2. 事故が発生した際の具体的な流れ



【ご注意】

- ・賠償義務者は先生一人とは限りません。複数のケースがあります。
- ・あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

※その他、医療過誤に係るご相談がございましたらご連絡ください。

■事故が発生した場合

医療業務に起因した身体障害事故を発見した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

- ① 損害の発生および拡大の防止 ② 相手の確認 ③ 目撃者の確認

- 連絡事項**
- 事故発生の日時・場所、事故発見の日時
 - 被害者の氏名・住所・障害の程度
 - 事故の状況・原因、身体障害の程度
 - 被害者側からの賠償請求意思の有無（有りの場合はその内容）

ご連絡先

株式会社 北 栄 担当 長坂・佐藤
(三井住友海上火災保険株式会社 代理店)
TEL. 027-243-3111 FAX. 027-243-3037

三井住友海上火災保険株式会社
<医師賠償責任保険>
グローバル損害サポート部 火災新種第一保険金お支払センター
TEL. 03-3259-6727 FAX. 03-3259-7198
<個人情報漏えい保険・ハラスメント保険>
火災新種損害サポート部 高崎火災新種保険金お支払いセンター
TEL. 027-323-4620 FAX. 027-323-4623

※賠償金の決定には、あらかじめ引受保険会社の承認が必要です。

個人情報の取扱いについて

- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。
- この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & ADインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のためご利用することがあります。
- ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
- また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者（募集人）に提供します。
- ①契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため
 - ②継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
 - ③本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため
 - ④その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため
- 引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

保険会社破綻時等の取扱い

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

その他のご注意

- 申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- 契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●お問合せ先

〈引受保険会社および取扱窓口〉

三井住友海上火災保険株式会社
群馬支店 群馬第一支社

〒371-0023 群馬県前橋市本町 2-10-4 TEL.027-221-1623(代)

〈取扱代理店〉

株式会社 北 栄 三井住友海上火災保険株式会社 代理店
〒371-0023 群馬県前橋市本町 2-10-4 三井住友海上ビル 2F
TEL.027-243-3111 (代) FAX.027-243-3037
E-mail masui.101@hokueiaaa.com
URL <http://www.hokueiaaa.com/>

承認番号：A25-101251 承認年月：2025年11月